

第5号様式（第7条関係）

会 議 録

会議の名称	令和7年度第1回清須市地域包括ケアシステム推進委員会
開催日時	令和7年8月27日（水）午後2時から午後3時
開催場所	清洲総合福祉センター つながり広場
議題	1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 令和7年度清須市地域包括ケアシステム推進委員会の取組について （資料1） (2) 令和6年度 地域個別ケア会議から見た地域の課題について （資料2） (3) 就労的活動支援（令和7年度）について（資料3） (4) 消費者安全確保地域協議会（清須市消費生活センター）からの報告 （資料4） 4 その他 5 閉会
会議資料	次第 別添1 令和7年度清須市地域包括ケアシステム推進委員会委員名簿 別添2 清須市地域包括ケアシステム推進委員会設置要綱 資料1 令和7年度清須市地域包括ケアシステム推進委員会の取組について 資料2 令和6年度地域個別ケア会議から見た地域の課題について 資料3 就労的活動支援（令和7年度）について 資料4 消費者安全確保地域協議会（清須市消費生活センター）からの報告 資料4－1 消費者トラブルにあったら、少しでも不安を感じたら早めに相談しましょう！ 資料4－2 2024年度 全国の消費生活相談の状況 資料4－3 あいち暮らしっく 高齢者の消費者トラブル未然防止特集号
公開・非公開の別 （非公開の場合はその理由）	公開
傍聴人の数 （公開した場合）	—
出席委員	加藤（裕）委員（委員長）、小関委員（副委員長）、鹿山委員、加藤（真）委員、河村委員、櫻井委員、鎌田委員、宮田委員、丹羽委員、高松委員、中谷委員、坂巻委員、室田委員、後藤委員

欠席委員	服部委員、古川委員
欠席者 (オブザーバー)	西名古屋医師会 高木オブザーバー
出席者 事務局	(清須市役所高齢福祉課) 丹羽健康福祉部長、石田課長、浅井課長補佐、青山課長補佐、鳥居係長、田中主事 (清須市役所産業課及び清須市消費生活センター) 宮地係長 (清須市社会福祉協議会) 清須市地域包括支援センター 飛永管理者、丹羽係長 水谷生活支援コーディネーター (清須市消費生活センター) 松永相談員

会議の経過	1. 開会 2. あいさつ ●事務局 皆様、こんにちは。 ただいまから「令和7年度第1回清須市地域包括ケアシステム推進委員会」を始めさせていただきます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます、高齢福祉課長の石田です。よろしくお願いいたします。 会議に入る前に、委員の皆様にあらかじめご承知いただく事項として、清須市では附属機関等の会議の公開に関する要綱を定めており、附属機関等の会議及び会議録は原則公開することになっておりますので宜しくお願い致します。 なお、本日の傍聴の方はありませんのでご報告させていただきます。 本日は服部委員、古川委員、オブザーバーの高木氏が都合によりご欠席です。 それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。 まず最初に、開会にあたりまして、健康福祉部長の丹羽よりご挨拶を申し上げます。 ●事務局（健康福祉部長） 〔部長あいさつ〕 ●事務局 ありがとうございました。 次に第3、委員の紹介についてです。 地域包括ケアシステム推進委員会は、清須市の地域包括ケアシステムの構築を目的に設置しており、認知症施策・在宅医療・介護連携推進事業・生活支援・介護予防の基盤整備・地域ケア推進会議に関して、毎回、議題を決めて皆様に協議をしていただきます。 医師・歯科医師・薬剤師の先生方をはじめ、学識経験者や住民代表、行政機関、介護事業所などの方にご出席いただいております。 今年度の本委員会は、昨年度に8名の委員が退任され新たに8名の委員を選任し、合計16名の委員で昨年度と同様に年3回の開催予定としております。 お手元の委員名簿で紹介に代えさせていただきます。 次に第4の「委員長の選出について」に移らせていただきます。清須市地域包括ケアシステム推進委員会設置要綱第5条第2項で、委員長は委員の互選で選出することになっております。どのように決めたらよいでしょうか。
--------------	---

○河村委員

事務局に一任してはいかがですか。

●事務局

ありがとうございます。

委員から事務局一任のご発言がありましたので、事務局から選出させて頂いて宜しいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。事務局案として西名古屋医師会代表ゆたかクリニック院長加藤委員にお願いしたいと考えていますが宜しいでしょうか。委員の皆様が宜しければ、拍手にて賛同をお願い致します。

(拍手)

加藤委員、宜しいでしょうか。

(加藤委員承諾)

それでは、加藤先生には、委員長席にご移動をお願いいたします。
委員長よりご挨拶をお願いいたします。

◎加藤委員長

《挨拶》

●事務局

ありがとうございました。

次に副委員長についてですが、設置要綱第5条第2項の規定により副委員長は委員長が指名するとありますので、委員長よりご指名をお願いします。

◎加藤委員長

それでは僭越ではございますが、指名させていただきます。
副委員長は小関委員にお願いします。

●事務局

副委員長席へのご移動をお願いします。

それでは、副委員長よりご挨拶をお願いいたします。

○小関副委員長

《挨拶》

●事務局

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、議事進行につきましては、設置要綱第5条第3項の規定により委員長が議長になることになっておりますので、議事進行につきましては、加藤委員長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◎加藤委員長

議事進行にあたり、本日の会議録署名委員には、櫻井委員と丹羽委員を指名させていただきたいと思いますので、宜しくお願い致します。
(櫻井委員、丹羽委員承諾)

それでは、第5議事について(1)令和7年度清須市地域包括ケアシステム推進委員会の取組について、(2)令和6年度地域個別ケア会議から見た地域の課題について事務局から説明をお願いいたします。

3. 議事

●事務局

[資料に沿って説明]

5 議事

令和7年度清須市地域包括ケアシステム推進委員会の取組について
(資料1)

令和6年度地域個別ケア会議から見た地域の課題について(資料2)

◎加藤委員長

ただいまの説明に何か質問・意見があればいただきたいと思います。

○室田委員

地域ケア会議の目的が地域課題の抽出やそれを政策につなげるための意見出しとなっており、地域包括ケアシステムを構築していきましょと国が政策として始めてからコロナを挟んで10年近くになると思いますが、この間に具体的に政策につながった例があれば教えてください。

●事務局

コロナを機にということもあり、最近はSNSの使用が広まっております。人と人との接触ができない時期があり、対面ではない何らかの方法で皆さんに情報を発信するという点で、高齢者の方はスマホを利用される方が少ないですが、つながろまいか教室というスマホ教室を開催し、

利用の促進に取り組みました。

○室田委員

ゴミ出しの問題等、利用者の方がよりよく暮らすために支援が必要なことを介護保険のサービスに位置づけられず、名古屋市のサービスなどを引き合いに出してこういうサービスがあればいいということ話すケアマネは多いと思う。そういった声が実際にあるのに、市としてそれが実現できる方向に動いているのだろうかとか、小さなことでもよいので、高齢者の方がどんな状態であってもこの地域の中で安心して暮らせる環境を作っていただきたい。

例えば先日、北名古屋市の地域ケア会議に出席したが、個別のケースにとらわれず、最終的に地域の課題を出してそれを可視化することを目的として、ファシリテーションに重きを置いて実施していた。具体的に出た話として、訪問介護のヘルパーがサービスのときに駐車する場所に困るということがあった。その話が出たときに、レインボーネットを通じて駐車可能な場所がすぐにリストアップでき、市が認めステッカーを配布した事業所はそこに駐車できる、というところまで1週間くらいで話が進んでいた。これは北名古屋市の話だが、清須市の薬局や病院等も駐車場所を提供しているわけで、北名古屋市の事業所は駐車できるが清須市の事業所は便利な制度がありながら駐車できないのか、というのはおかしい。

私たちが地域ケア会議に求めていることは、小さなことでもいいので具体的に結果を出していくこと。そうでないと、せっかく集まって意見を出している意味がないのかなとここ数年感じている。目的をはっきり定めて一つ一つ実績を積み重ねているものに私は参加したいし、そういうことができているのかなということは疑問に思っています。

●事務局

今室田委員がおっしゃったことが、大きな課題だと認識しております。共通課題というのは必ずあり、お話に出たゴミ出しなど、前々から問題として出されていることですので、それを市として課題を受け止めて、解決できるような方向へ持っていくというのが、おっしゃるようになっていかなければいけないところです。貴重なご意見をいただきましたので、課題を解決できるような形で進めていきたいと思います。

◎加藤委員長

資料2の3に地域ケア会議の概要というところがございます。(1)地域ケア個別会議の内容に『顕在化してきた地域の課題等の把握を行う』というのが目的で、その課題に対して(2)地域包括ケアシステム推進委員会、内容のところにあります、地域包括ケアの社会基盤整備を推進して

いくための意見を出す場所と資料にございます。ただいまのようなご意見を出していただくというのは、まさに社会基盤整備を行う上での非常に重要なポイントになると思いますので、ぜひ出していただきたいと思います。

○中谷委員

資料の個別ケア会議(2)ケースから見える普遍的な課題のところ、『虐待に当たる可能性への認識がない』というのがありまして、これに似たケースで虐待が継続したところがあります。ご家族が近くにいらっしやらないとかで見えにくく、ケアマネからの相談で緊急案件という流れになっております。私も施設ですので、緊急の場合、スピード感が大切だと思いますので、遠慮なくお知らせいただければありがたいと思っていますし、その次の資料では、私どもの施設として何ができるかと考えたときに、昨年度二回ほど社協さんと連携して出前講座に出させてもらいました。今年度もそういった計画をしているところかと思いますが、ぜひそういうところで私どもが持っているものを皆さんに提供することで、認知症の予防ですとか、何かに繋がればいいなと思っているので、ぜひご活用いただければと思っています。

●事務局

いろいろなケースで対応していただいて、こちらからお願いすることもあると思いますのでその際にはよろしくお願いいたします。

○加藤（真）委員

ケース固有の課題ですとか、普遍的な課題のところを拝見させていただいて、ケアマネジャーさんたちがとても苦勞されているということを感じました。苦勞されていることがなかなかサービスに繋がらなかったり、認知症の疑いの方が医療機関に接続できなかったりということがあって、そうこうしているうちに問題が継続したり、重度化していつてしまうようなことがあるんだなということを感じました。ケアマネさんというところで質問ですが、ケアマネさんが対象者の方を訪問される際に、認知症に絡む専門的な知識をお持ちの方、例えば心理カウンセラーのような方ですとか、精神的なところの専門性を持たれた方ですとかが同行するケースはこれまでにありましたでしょうか。身近な方で対応が難しい場合に専門的な方の協力を得ることで、受診等にも繋がりがやすいのではないかと思います。やはり、受診するというところに一つハードルがあると思いますので、自分から行くのではなくて、来てもらって話を聞くというところから始めるのも一つかなと思ひまして、現状について教えていただければと思います。

●事務局

清須市ですと、認知症初期集中支援チームとして五条川リハビリテーション病院と委託契約し、関わっております。ケアマネが訪問するときには同行という形とは異なりますが、包括支援センターに認知症の関係で相談があったケースに関しまして、月に一回会議を開いて、そこで上がったケースについて、五条川リハと協力して動くという体制は組んでおります。

○加藤（真）委員

チームの方が直接関わることも間接的に関わることもあるということですか。

●事務局

その通りです。

○加藤（真）委員

一回関わっただけで信頼関係ができて心が動くというところは難しいと思いますので、何回か繰り返しというところも必要になってくるかと思っています。

○加藤（真）委員

(3)今後の課題のところで、一つ目の障害福祉サービスや消費生活相談のような各所が協働して支援をする必要が出てきている、という点に関しまして、今具体的に検討や計画が進んでいることがありましたら教えていただければと思います。

●事務局

来年の4月からはなりますが、重層的支援体制整備を進めています。高齢福祉課では介護、社会福祉課では障害や生活困窮、子ども関係の課に関わる複雑なケースが多く出てきており、成年後見支援センターや包括、社協が市と協力して関わっていく体制を整えるため協議しているところです。

◎加藤委員長

実際に様々なケースをご覧になっている坂巻委員は、認知症に限らずなにか専門の方と一緒に訪問することはありましたか。

○坂巻委員

今のところ専門の方と一緒にということはありませんが、どうしてもというときは包括支援センターの方に相談したり、病院の先生に相談し

ながら訪問させていただいております。

◎加藤委員長

それでは、続いて(3)就労的活動支援について、説明をお願いします。

●事務局

〔資料に沿って説明〕

就労的活動支援について（資料3）

◎加藤委員長

ただいまの説明に何か質問・意見があればいただきたいと思います。

就労支援だけではなく、趣味等社会参加を促すというところですが、高松委員、高齢者の活動促進において、掲載内容について注意点などがありますでしょうか。高齢者の方ですから、そこにつけこんだ不適切な活動など何か事例があればお願いします。

○高松委員

具体的な事例はすぐに出ませんが、高齢者の方だと、認知症の方とか、それに至らないケースであったとしても、できるだけ親族の方や近い方と共有した上で当事者同士だけにならない方がいいのかなと。我々の取扱い事案でも高齢者が絡んだ事案は多いですが、皆さん高齢者だけでお話しして、下の若い世代の方が帰ってきてから後々になって明るみになることがあります。取扱いを通じて気をつける点として、第三者にも説明するようにした方がいいと考えます。

◎加藤委員長

「いくよう」というのは、開発したところに参加しているのがHPに表示されている3市で、その一つが清須市ということですか。

●事務局

その通りです。

○室田委員

体が弱ってきてても、体力が落ちないようにケアマネさんや包括の方がデイサービスに行こうよ等サービス利用を誘っても気持ちに乗らない方がたくさんいらっしゃる、皆さんサービスを受ける側ではなくて自分も何か役割をもって過ごしていきたいと思っているので、こういう活動はすごく良いと思いますが、今までもいこまいか教室やろまいか教室であったようにこれもそうで、そこまで行ける方はいいですが、そこまで行く体力はない、気持ちはある、でも足がない、誰かに頼める世の中

でもない、子どもたちに平日の昼間に送ってとは言えない。結局、良い事業があっても参加を促進する一助がないと、なかなか参加できないのではないかと普段から思っています。健康マージャンなども送迎がないことを残念がる声をよく聞くので、市のバスはありますが、うまく乗り継いでいけない方もいらっしゃるし、もう一押しの手助けをしていただけるとよりよいのかなと思いました。

◎加藤委員長

先ほど SNS でというお話がありましたが、会議でもオンラインのミーティングというのがコロナ以降増えています。例えばオンラインでいこまいか教室を流して参加していただくとか、IT を利用した今後の方策など、来られない方はご自宅でも参加できるような方法は検討していますでしょうか。

●事務局

小規模ではありますが、LINE を使い配信しております。清須市チャレンジ教室という名前のアカウントで、毎月対面で実施しているチャレンジ教室のオンライン版として月 2 回、約 1 時間程度で認知症予防の内容で開催しております。実際どの程度参加しているかはわかりませんが、友だち登録としては現時点で 417 人登録があります。こちらの事業も、コロナ禍で開催できない状況になったときに、委託業者に依頼しており、コロナが明けた後も継続しています。

○後藤委員

ここまでのお話を聞いて、うちの地区サロンは地元の公民館に集まるのだが、参加者は自分で出てこれるある程度お元気な方、そして独居の女性の方、昼間は一人の方が多い。SNS のお話もあり、SNS を使うことができる方は良いが、皆さんおっしゃるのは、他愛ないこともこうして対面して話すのが一番楽しいと。私も保健師の方のような知識があるわけではないけれども、地域住民に携わるということで、げんき大学に入っているいろいろな教えていただいたりとか。以前名古屋大学病院の院長を名乗る人から息子さんがガンですと電話がかかってきて、西枇杷島警察署や消費者センターの方をお願いして出前講座をしてもらったことがあります。話を聞いてもすぐ忘れるかもしれないけど、お話をしてもらったことは頭の隅に残るみたいです。一番思うことはやはり、コロナ以降こうして対面でお話できるようになって、元気だからそういう場に行けるとするのはもちろんあるでしょうが、改めて対面で話すことが大事だなと思っています。

◎加藤委員長

ボランティアをやっている方ならではの感じですね。

それでは、続いて(4)消費者安全確保地域協議会（清須市消費生活センター）からの報告について、説明をお願いします。

●事務局（清須市消費生活センター）

〔資料に沿って説明〕

消費者安全確保地域協議会（清須市消費生活センター）からの報告（資料4）

消費者トラブルにあったら、少しでも不安を感じたら早めに相談しましょう（資料4－1）

2024 年度全国の消費生活相談の状況（資料4－2）

あいち暮らしっく 高齢者の消費者トラブル未然防止特集号（資料4－3）

◎加藤委員長

ただいまの説明に何か質問、意見があればいただきたいと思います。

○丹羽委員

資料4－2は国の集計を報告いただいていると思いますが、清須市の動向は同じような傾向があるのか、もしくは市の特徴があるのでしょうか。

また、なにか被害があったときや多発している事象がある場合、市民の方へ情報発信をしているのでしょうか。

●事務局（清須市消費生活センター）

清須市の相談傾向につきましては、開設時間が短いため、年間 150 件程度の相談対応となっております。傾向としましてはほぼ同じで、高齢者からの相談が非常に多いです。

情報発信については3か月に1回広報に直近で多い事例を載せております。以前は社協と連携して SNS での掲載をしておりましたが、現在は少なくなっています。

○高松委員

警察から消費生活センターへ相談するよう相談者の方へ助言することもありますし、消費生活センターの方から警察への相談を促すというケースもあると思いますが、我々が相談を受けて助言をする中でプラスアルファで、消費生活センターに相談することでこうなったということ为例示をいただいて、私どもの対応の参考にできれば思っております。逆に警察に相談することで、事件化できる案件かどうかを検討する、場合によっては防犯方法の素材になるかもしれないし、事前に連絡をも

らってそういった案件に強い警察官のいる時間帯に来てもらうよう対応すれば、相談に来る方のためになると思いますので教えてください。

●事務局（清須市消費生活センター）

西枇杷島警察署をご案内する際は、どの相談員もこんな人が来ていると一報を入れて、その後の調整は警察と相談者でもらっています。警察の方からこちらへご案内いただいたケースですと、例えば詐欺的手法で高額商品に振り込んでしまった場合、被害届が受理されたが、個別に解決したい場合に、消費生活センターへ行けば専門的な弁護士を紹介できる可能性があるということで、相談者の方にご案内していただいて、実際に相談に来たことがあります。こちらからご案内したケースですと、最近であれば、おそらく法令違反であると思われる事案があり、その件について警察へ情報提供したいということ警察をご案内したことがあります。

◎加藤委員長

ありがとうございました。他にご意見ご質問はございますか。

それでは、6 その他になりますが事務局から何かありますか。

4. その他

●事務局

次回2回目の委員会を12月25日に開催を予定しておりますので、欠席される委員様がおられましたら事前に高齢福祉課まで連絡をよろしくお願い致します。

以上でございます。

5. 閉会

◎加藤委員長

それでは、議題も全て終了しましたので、委員の皆さんからの様々なご意見をいただき、ありがとうございました。

今回の議事につきましては、全て終了いたしました。

本日は、円滑な進行にご協力頂きましてありがとうございました。それでは、マイクを事務局にお返しします。

●事務局

本日は、貴重なご意見をありがとうございました。これをもちまして、令和7年度第1回清須市地域包括ケアシステム推進委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

会議の結果	会議の経過に示したとおり
-------	--------------

会議の経過を記載して、その相違のないことを証するためにここに署名する。

署名委員 櫻井 彩子

署名委員 丹羽 永梨香